# 第 12 章　対象事業の実施による影響の総合的な評価

## 第12章　対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 12-1～表 12-18 に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目において、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることで、実行可能は範囲内でできる限り低減されており、整合を図るべき基準等と予測結果の間の整合もおおむね図られていると評価する。

**表 12-1(1)　環境影響評価の概要（大気質）**

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>建設機械の稼働</td><td>
1）建設機械の稼働に伴う大気質への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、建設機械の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果<br>
単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界南側）</td><td>0.01529</td><td>0.031</td><td rowspan="5">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.01098</td><td>0.023</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.01300</td><td>0.027</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.01154</td><td>0.024</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.01183</td><td>0.025</td></tr>
</table>
建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果<br>
単位：mg/m$^3$
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点<br>（最大着地濃度出現地点）</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界南側）</td><td>0.01385</td><td>0.032</td><td rowspan="5">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m$^3$以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.01330</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.01353</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.01336</td><td>0.031</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.01340</td><td>0.031</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動で共通）<br>
a：計画地北東側市道 14-2 号線沿い住宅付近<br>
b：計画地南西側市道 65 号線沿い住宅付近<br>
c：計画地南東側市道 65 号線沿い住宅付近<br>
d：計画地南側いなほ保育園付近
</td><td>
・建設機械は、排出ガス対策型の使用に努める。<br>
・建設機械のアイドリングストップを徹底する。<br>
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。<br>
・建設機械の整備・点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-1(2)　環境影響評価の概要（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価結果<br>（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）<br>
単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.00916</td><td>0.020</td><td rowspan="6">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00878</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価結果<br>（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）<br>
単位：mg/m³
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.01309</td><td>0.030</td><td rowspan="6">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）<br>の評価結果（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）<br>
単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.13040</td><td>0.133</td><td rowspan="6">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13029</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動のアクセス道路工事完了前で共通）<br>
No.3：計画地北側　県道さいたま鴻巣線<br>
No.4：計画地南西側　市道 65 号線（西側）<br>
No.5：計画地南東側　市道 65 号線（東側）
</td><td>
・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。<br>
・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。<br>
・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。<br>
・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-1(3)　環境影響評価の概要（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の評価結果<br>（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）<br>
単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.00807</td><td>0.019</td><td rowspan="10">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00810</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.00807</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.00808</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.00920</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.00880</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価結果<br>（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）<br>
単位：mg/m³
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.01301</td><td>0.030</td><td rowspan="10">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.01301</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.01309</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.01307</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
資材運搬等の車両の走行に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）<br>の評価結果（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）<br>
単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td>No.1</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td><td rowspan="10">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.2</td><td>東</td><td>0.13001</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.13001</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.3</td><td>東</td><td>0.13041</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>西</td><td>0.13030</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.4</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>No.5</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td></td><td>南</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動のアクセス道路工事完了後で共通）<br>
No.1：市道 15 号線（アクセス道路）<br>
No.2：市道 1537 号線（アクセス道路）<br>
No.3：県道さいたま鴻巣線<br>
No.4：市道 65 号線（西側）<br>
No.5：市道 65 号線（東側）（区画道路 12.5-1 号線）
</td><td></td></tr>
</table>

## 表 12-1(4)　環境影響評価の概要（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>造成等の工事</td><td>
3）造成等の工事に伴う大気質への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、造成等の工事に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、造成等の工事に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
造成等の工事に伴う降下ばいじん量の予測結果は、参考値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
造成等の工事に伴う降下ばいじん量の評価結果<br>
単位：t/km²/月<br>
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点<br>(周辺住宅等)</th><th rowspan="2">季節</th><th colspan="4">降下ばいじん量</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>土砂掘削</th><th>盛土工</th><th>資材運搬車両</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="4">a</td><td>春季</td><td>0.832</td><td>0.099</td><td>0.000</td><td>0.931</td><td rowspan="16">10t/km²/月<br>以下</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>1.107</td><td>0.143</td><td>0.001</td><td>1.251</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.456</td><td>0.067</td><td>0.000</td><td>0.523</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.432</td><td>0.063</td><td>0.000</td><td>0.495</td></tr>
<tr><td rowspan="4">b</td><td>春季</td><td>0.399</td><td>0.111</td><td>0.001</td><td>0.511</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.406</td><td>0.098</td><td>0.001</td><td>0.505</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.619</td><td>0.206</td><td>0.002</td><td>0.827</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.587</td><td>0.144</td><td>0.001</td><td>0.732</td></tr>
<tr><td rowspan="4">c</td><td>春季</td><td>0.878</td><td>0.030</td><td>0.000</td><td>0.908</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.975</td><td>0.045</td><td>0.000</td><td>1.020</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.951</td><td>0.017</td><td>0.000</td><td>0.968</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>1.259</td><td>0.035</td><td>0.000</td><td>1.294</td></tr>
<tr><td rowspan="4">d</td><td>春季</td><td>0.241</td><td>0.243</td><td>0.002</td><td>0.486</td></tr>
<tr><td>夏季</td><td>0.196</td><td>0.115</td><td>0.001</td><td>0.312</td></tr>
<tr><td>秋季</td><td>0.437</td><td>0.235</td><td>0.002</td><td>0.674</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>0.339</td><td>0.435</td><td>0.003</td><td>0.777</td></tr>
</table>
</td><td>
・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。<br>
・計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。<br>
・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。
</td></tr>
<tr><td>大気質</td><td>施設の稼働</td><td>
4）施設の稼働に伴う大気質への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、施設の稼働に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び炭化水素<br>
長期平均濃度<br>
施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果<br>
単位：ppm<br>
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点<br>(計画地北東側敷地境界)</td><td>0.00814</td><td>0.019</td><td rowspan="5">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.00807</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.00804</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.00805</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.00806</td><td>0.019</td></tr>
</table>
</td><td>
・進出企業に対して、「大気汚染防止法」(昭和43年6月、法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年7月、埼玉県条例第57号)に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-1(5)　環境影響評価の概要（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>施設の稼働</td><td>

**施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価結果**

単位：ppm

<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点<br>(計画地敷地境界から北側約 130m)</td><td>0.00146</td><td>0.002</td><td rowspan="5">日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.00133</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.00130</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.00130</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.00142</td><td>0.002</td></tr>
</table>

**施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果**

単位：mg/m$^3$

<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点<br>(計画地北側敷地境界)</td><td>0.01322</td><td>0.030</td><td rowspan="5">日平均値の2%除外値が 0.10 mg/m$^3$以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.01316</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.01312</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.01313</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.01318</td><td>0.030</td></tr>
</table>

**施設の稼働に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価結果**

単位：ppmC

<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の 6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td>最大着地濃度出現地点<br>(計画地敷地境界から北側約 50m)</td><td>0.13400</td><td>0.137</td><td rowspan="5">年平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>a</td><td>0.13289</td><td>0.136</td></tr>
<tr><td>b</td><td>0.13260</td><td>0.135</td></tr>
<tr><td>c</td><td>0.13256</td><td>0.135</td></tr>
<tr><td>d</td><td>0.13348</td><td>0.136</td></tr>
</table>

短期平均濃度

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境基準に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

**施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果**

単位：ppm

<table>
<tr><th rowspan="2">大気安定度</th><th rowspan="2">風向</th><th>将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>1時間値</th></tr>
<tr><td>A（強不安定）</td><td>WNW</td><td>0.06083</td><td>1時間値が 0.1～0.2ppm 以下</td></tr>
</table>

**施設の稼働に伴う二酸化硫黄の評価結果**

単位：ppm

<table>
<tr><th rowspan="2">大気安定度</th><th rowspan="2">風向</th><th>将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>1時間値</th></tr>
<tr><td>A（強不安定）</td><td>WNW</td><td>0.01293</td><td>1時間値が 0.1ppm 以下</td></tr>
</table>

**施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果**

単位：mg/m$^3$

<table>
<tr><th rowspan="2">大気安定度</th><th rowspan="2">風向</th><th>将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>1時間値</th></tr>
<tr><td>A（強不安定）</td><td>WNW</td><td>0.07957</td><td>1時間値が 0.20 mg/m$^3$以下</td></tr>
</table>

**有害物質（ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ）**

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは、「大気汚染防止法」において、排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる許容限度（抑制基準）が定められており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、「埼玉県生活環境保全条例」に工場又は事業場の敷地の境界線上、地上 1.5m における濃度の許容限度が定められている。「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」を遵守することにより、ベンゼン類が環境基準を上回ることはないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

</td><td></td></tr>
</table>

## 表 12-1(6)　環境影響評価の概要（大気質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
5）供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、大気質の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
供用時の自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
供用時の自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の評価結果<br>
単位：ppm
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の年間 98%値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.00854</td><td>0.019</td><td rowspan="10">日平均値の年間 98%値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00873</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.00881</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00884</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.00910</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.00874</td><td>0.020</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.00802</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.00803</td><td>0.019</td></tr>
</table>
供用時の自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価結果<br>
単位：mg/m$^3$
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>年平均値</th><th>日平均値の2%除外値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.01305</td><td>0.030</td><td rowspan="10">日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m$^3$以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.01305</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01306</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.01310</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.01307</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.01300</td><td>0.030</td></tr>
</table>
供用時の自動車交通の発生に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の評価結果<br>
単位：ppmC
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">予測方向</th><th colspan="2">将来予測濃度</th><th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>全炭化水素の年平均値</th><th>非メタン炭化水素の6～9 時の年平均値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>北</td><td>0.13007</td><td>0.133</td><td rowspan="10">非メタン炭化水素の 6～9 時までの年平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内、又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13008</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>東</td><td>0.13006</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13006</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東</td><td>0.13037</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>西</td><td>0.13027</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13002</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
<tr><td>南</td><td>0.13003</td><td>0.133</td></tr>
</table>
予測地点（以下、大気質、騒音・低周波音、振動の供用時で共通）<br>
No.1：市道 15 号線（アクセス道路）<br>
No.2：市道 1537 号線（アクセス道路）<br>
No.3：県道さいたま鴻巣線<br>
No.4：市道 65 号線（西側）（区画道路 12.5-1 号線）<br>
No.5：市道 65 号線（東側）（区画道路 12.5-1 号線）
</td><td>
・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。<br>
・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。<br>
・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-2(1)　環境影響評価の概要（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr>
<td>騒音・低周波音</td>
<td>建設機械の稼働</td>
<td>
1）建設機械の稼働に伴う騒音への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（$L_{A5}$）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点（敷地境界）</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>A-1</td><td>82（82.4）</td><td rowspan="5">85</td></tr>
<tr><td>A-2</td><td>82（81.5）</td></tr>
<tr><td>B-1</td><td>82（81.9）</td></tr>
<tr><td>C-1</td><td>80（79.9）</td></tr>
<tr><td>D-1</td><td>83（83.0）</td></tr>
</table>
予測地点（以下、騒音・低周波音、振動の建設機械の稼働に伴う影響で共通）<br>
A-1：計画地北東側敷地境界<br>
A-2：計画地北東側敷地境界<br>
B-1：計画地南西側敷地境界<br>
C-1：計画地南東側敷地境界<br>
D-1：アクセス道路敷地境界
</td>
<td>
・低騒音型の建設機械の使用に努める。<br>
・建設機械のアイドリングストップを徹底する。<br>
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。<br>
・建設機械の整備、点検を徹底する。<br>
・住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。
</td>
</tr>
</table>

## 表 12-2(2)　環境影響評価の概要（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う騒音への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価結果（$L_{Aeq}$）<br>（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）<br>
単位：dB<br>
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東※</td><td>66（66.1）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>西</td><td>66（66.1）</td><td>70</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>58（58.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>58（58.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北※</td><td>59（58.9）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>59（58.9）</td><td>65</td></tr>
</table>
注）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。<br><br>
資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価結果（$L_{Aeq}$）<br>（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）<br>
単位：dB<br>
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td>南※</td><td>57（57.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>北</td><td>58（57.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td>西※</td><td>54（54.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>東</td><td>55（54.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td>東※</td><td>66（66.4）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>西</td><td>66（66.3）</td><td>70</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>57（57.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>57（57.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td>北※</td><td>58（57.9）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>58（57.9）</td><td>65</td></tr>
</table>
注）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。
</td><td>
・アクセス道路は低騒音型舗装(排水性舗装）を採用する。<br>
・資材運搬等の車両は制限速度･規制速度の遵守を徹底する。<br>
・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。<br>
・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。<br>
・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。<br>
・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。<br>
・資材運搬等の車両の待機場所は、住宅等から離れた位置に設ける。
</td></tr>
</table>

## 表 12-2(3)　環境影響評価の概要（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う騒音・低周波音への影響<br>
騒音<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、敷地境界では規制基準（整合を図るべき基準等）に、周辺住宅等のａ～ｃとｄの昼間は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。ｄの夜間は環境基準（整合を図るべき基準等）を上回るが、暗騒音レベルが 48dB ですでに環境基準を上回っている。将来予測騒音レベルによる増加分は 2.2dB である。<br>
本予測結果を踏まえ、夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう企業に配慮を求めることとする。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間におおむね整合が図られていると評価する。<br><br>
施設の稼働に伴う騒音の評価結果（$L_{A5}$）（敷地境界）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点<br>（最大値出現地点）</th><th>時間区分</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">計画地西側<br>敷地境界</td><td>朝</td><td rowspan="4">60（59.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>昼間</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>60</td></tr>
</table>
注）時間区分　朝：6～8時　昼間：8～19時　夕：19～22時　夜間：22～翌6時<br><br>
施設の稼働に伴う騒音の評価結果（$L_{Aeq}$）（周辺住宅等）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="2">暗騒音レベル</th><th colspan="2">将来予測騒音レベル</th><th colspan="2">将来予測騒音レベルによる増加分</th><th colspan="2">整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>a</td><td>53</td><td>49</td><td>56（56.3）</td><td>55（54.9）</td><td>3.3</td><td>5.9</td><td rowspan="3">65</td><td rowspan="3">60</td></tr>
<tr><td>b</td><td>54</td><td>50</td><td>55（54.9）</td><td>52（51.9）</td><td>0.9</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>c</td><td>48</td><td>44</td><td>52（51.9）</td><td>51（50.7）</td><td>3.9</td><td>6.7</td></tr>
<tr><td>d</td><td>51</td><td>48</td><td>52（52.3）</td><td>50（50.2）</td><td>1.3</td><td>2.2</td><td>55</td><td>45</td></tr>
</table>
注）時間区分　昼間：6～22 時　夜間：22～翌 6 時
</td><td>
・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。<br>
・進出企業に対して、周辺住宅等に配慮し、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-2(4)　環境影響評価の概要（騒音・低周波音）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>施設の稼働</td><td>
低周波音<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う低周波音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は、ISO-7196 において規定されている超低周波音を知覚する（閾値）とされている音圧レベル（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（$L_{G5}$）（敷地境界）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点<br>（最大値出現地点）</th><th>将来予測低周波音音圧レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>計画地北西側敷地境界</td><td>76（76.0）</td><td>100</td></tr>
</table>
施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（$L_{G5}$）（周辺住宅等）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>将来予測低周波音音圧レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>a</td><td>76（76.0）</td><td rowspan="4">100</td></tr>
<tr><td>b</td><td>76（76.0）</td></tr>
<tr><td>c</td><td>76（76.0）</td></tr>
<tr><td>d</td><td>76（76.0）</td></tr>
</table>
</td><td>・進出企業に対して、各設備機器の堅固な取付、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。</td></tr>
<tr><td>騒音・低周波音</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
4）供用時の自動車交通の発生に伴う騒音への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、騒音の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br>
供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の評価結果（$L_{Aeq}$）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>将来予測騒音レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>61（60.7）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>58（57.9）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>61（61.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>61（60.8）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.9）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>61（61.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>59（58.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>67（66.5）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>63（63.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>67（66.5）</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>63（63.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>58（57.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.7）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>58（57.8）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（53.2）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>59（58.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>59（58.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>53（52.5）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。<br>
注2)時間区分　昼間：6～22時、夜間：22～翌6時
</td><td>・アクセス道路は低騒音型舗装(排水性舗装）を採用する。<br>・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</td></tr>
</table>

## 表 12-3(1)　環境影響評価の概要（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>建設機械の稼働</td><td>
1）建設機械の稼働に伴う振動への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（$L_{10}$）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点<br>（敷地境界）</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>A-1</td><td>54（53.5）</td><td rowspan="5">75</td></tr>
<tr><td>A-2</td><td>53（52.7）</td></tr>
<tr><td>B-1</td><td>53（53.1）</td></tr>
<tr><td>C-1</td><td>51（51.3）</td></tr>
<tr><td>D-1</td><td>54（54.1）</td></tr>
</table>
</td><td>
・建設機械のアイドリングストップを徹底する。<br>
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。<br>
・建設機械の整備・点検を適切に実施する。
</td></tr>
<tr><td>振動</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
2）資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価結果（$L_{10}$）<br>（アクセス道路工事完了前：工事開始 9 か月目）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測<br>地点</th><th>予測<br>方向</th><th>時間<br>区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測<br>振動レベル</th><th>整合を図るべき<br>基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>53（53.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>48（48.3）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>54（54.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>50（49.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>43（42.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>43（42.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="4">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>46（46.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。<br>
注2)時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時
</td><td>
・資材運搬等の車両は制限速度・規制速度の遵守を徹底する。<br>
・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。<br>
・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。<br>
・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。<br>
・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
</td></tr>
</table>

## 表 12-3(2)　環境影響評価の概要（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>資材運搬等の車両の走行</td><td>
資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価結果（$L_{10}$）<br>（アクセス道路工事完了後：工事開始 25 か月目）<br>単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>48（48.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>44（43.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>48（48.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>44（43.8）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>42（42.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>37（37.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>42（42.1）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>37（37.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>53（53.2）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>49（48.5）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11 時台</td><td>55（54.6）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>50（49.7）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td>北※</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>43（43.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>南</td><td>昼間</td><td>10 時台</td><td>43（43.0）</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>43（43.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>8 時台</td><td>43（43.3）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7 時台</td><td>38（37.6）</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。<br>
注2)時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時
</td><td></td></tr>
<tr><td>振動</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う振動への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
施設の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
施設の稼働に伴う振動の評価結果（$L_{10}$）<br>単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点<br>（最大値出現地点）</th><th>時間区分</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計画地南東側<br>敷地境界</td><td>昼間</td><td rowspan="2">53（53.4）</td><td>60</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>55</td></tr>
</table>
注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時
</td><td>・進出企業に対して、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月、法律第 64 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</td></tr>
</table>

## 表 12-3(3)　環境影響評価の概要（振動）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>供用時の自動車交通の発生</td><td>
4）供用時の自動車交通の発生に伴う振動への影響<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。<br>
以上のことから、供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
供用時の自動車交通の発生に伴う振動の予測結果は、要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>
以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>
供用時の自動車交通の発生に伴う振動の評価結果（$L_{10}$）<br>
単位：dB
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測方向</th><th>時間区分</th><th>時間帯</th><th>将来予測振動レベル</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">No.1</td><td rowspan="2">南※</td><td>昼間</td><td>8時台</td><td>53 (53.4)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>51 (51.3)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">北</td><td>昼間</td><td>8時台</td><td>54 (53.8)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>52 (51.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.2</td><td rowspan="2">西※</td><td>昼間</td><td>9時台</td><td>49 (49.1)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>49 (49.4)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東</td><td>昼間</td><td>9時台</td><td>49 (49.1)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>49 (49.4)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.3</td><td rowspan="2">東※</td><td>昼間</td><td>11時台</td><td>53 (53.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>49 (48.8)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">西</td><td>昼間</td><td>11時台</td><td>55 (54.6)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>50 (50.1)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.4</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>9時台</td><td>45 (44.5)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>1時台</td><td>38 (37.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>9時台</td><td>45 (44.5)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>1時台</td><td>38 (37.7)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">No.5</td><td rowspan="2">北※</td><td>昼間</td><td>17時台</td><td>42 (42.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>38 (37.6)</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">南</td><td>昼間</td><td>17時台</td><td>42 (42.3)</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>7時台</td><td>38 (37.6)</td><td>60</td></tr>
</table>
注1)予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。<br>
注2)時間区分　昼間：8～19時、夜間：19～翌8時
</td><td>・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。</td></tr>
</table>

## 表 12-4　環境影響評価の概要（悪臭）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>悪臭</td><td>施設の稼働</td><td>1）施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度<br>【影響の回避・低減の観点】<br>本事業では、施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。<br>以上のことから、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>【基準、目標等との整合の観点】<br>施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、最大着地濃度出現地点で 10 未満であることから、敷地境界線上の臭気指数も 10 未満と予測され、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に基づく敷地境界線における規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。<br><br>施設の稼働に伴う悪臭の評価結果
<table>
<tr><th>予測項目</th><th>将来予測臭気指数</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>臭気指数</td><td>10 未満</td><td>18 以下<br>C 区域（工業地域・工業専用地域）</td></tr>
</table>
</td><td>・進出企業に対して、「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月、法律第 91 号）に定める規制基準を遵守するとともに、必要に応じて脱臭設備を設置する等の未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。</td></tr>
</table>

表 12-5(1)　環境影響評価の概要（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>造成等の工事</td><td>
1）造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、造成等の工事に伴う工事中の降雨による濁水や、セメント系固化材を使用した地盤改良工事等によるアルカリ排水の排出による公共用水域の水質への影響が考えられるが右に示す環境の保全のための措置を講じることで、濁水及びアルカリ排水による影響の低減に努める。<br>
また、計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。<br>
したがって、本事業の造成等の工事が公共用水域の水質に与える影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
造成等の工事に伴う排水については、環境の保全のための措置を講じることにより、公共用水域に排水する排水の pH 及び SS を、整合を図るべき基準等の範囲内に低減する計画である。したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br>
また、計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないため、公共用水域の水質（健康項目）に影響を及ぼすことはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br><br>
整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（pH）</td><td rowspan="2">「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）</td><td>指定土木建設作業に係る排水基準:5.8 以上 8.6 以下</td></tr>
<tr><td>浮遊物質量(SS)</td><td>指定土木建設作業に係る排水基準：180mg/L<br>（日間平均 150mg/L）</td></tr>
<tr><td>公共用水域の水質（健康項目）</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）</td><td>人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準<br>（「第 3 章 地域の概況 3.1 (7) 2) ①環境法令等に基づく水質汚濁に係る環境基準 表 3.1-24」（p.77 参照））</td></tr>
</table>
</td><td>
・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水する。<br>
・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂流出を防止する。<br>
・盛土箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。<br>
・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。<br>
・必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。<br>
・地盤改良が必要な箇所については、基本的に置換工法で良質な材料に置き換える。<br>
・水路及び擁壁の支持に中層混合改良を行う際に用いるセメント系固化剤については、地盤改良工事の前に、改良対象土を用いた事前試験を行い環境負荷の少ない適切な配合設計を把握する。また、施工後にアルカリ分が溶出した場合は、必要に応じて工事排水の pH 調整を行い、排水基準値以下にして排水する。<br>
・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、公共用水域を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。
</td></tr>
</table>

## 表 12-5(2)　環境影響評価の概要（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>造成等の工事</td><td>
2）造成等の工事に伴う底質及び地下水の変化の程度<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌の汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。<br>
したがって、本事業の造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないことから、本事業の造成等の工事が底質(底質に係る有害物質等)及び地下水の水質（地下水の水質に係る有害項目）にあたえる影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
計画地内の産業廃棄物埋設区域の廃棄物及び廃棄物混じり土は、特別管理廃棄物の判定基準及び土壌汚染に係る環境基準以下であることを確認しており、さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、環境の保全のための措置を講じることで、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる計画である。<br>
したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に環境基準を超える土壌汚染が拡散することはないため、底質(底質に係る有害物質等)及び地下水の水質（地下水の水質に係る有害項目）に影響を及ぼすことはなく、整合を図るべき基準等（底質暫定除去基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準）と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br>
整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>底質</td><td>「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和 49 年 5 月 30 日付け環水管第 113 号）</td><td>底質暫定除去基準<br>水銀：25ppm 以上<br>PCB：10ppm 以上</td></tr>
<tr><td>地下水の水質</td><td>「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月、環境庁告示　第 10852号）</td><td>地下水の水質汚濁に係る環境基準<br>（「第 3 章　地域の概況　3.1 (7)　2)水質　①環境法令等に基づく水質汚濁に係る環境基準　表 3.1-26、表 3.1-27」（p.79 参照））</td></tr>
</table>
</td><td>・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、底質及び地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</td></tr>
</table>

## 表 12-5(3)　環境影響評価の概要（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>施設の稼働</td><td>
3）施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う進出企業からの排水により、公共用水域の水質への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、石川川に排水される生活排水処理水のBOD、SS、T-N、T-Pの濃度を低減するとともに、製造系企業が進出する場合の工場排水処理水による石川川の水質への影響を低減する計画である。<br>
したがって、本事業の施設の稼働に伴う企業排水による公共用水域の水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
施設の稼働に伴う水質への影響については、生活排水は、公共用水域に排水する生活排水処理水のBOD、SS、T-N、T-Pの濃度を、「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」に定める水質管理目標値の排水濃度以下に低減する計画である。したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br>
また、製造系企業が進出する場合の工場排水についても同様に、「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」に定める水質管理目標値の排水濃度以下に低減する計画である。さらに、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。したがって、公共用水域の水質（健康項目）に著しい影響を与えることはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br><br>
整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>生活排水<br>（BOD、SS、T-N、T-P）</td><td>「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）<br>「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年10月、埼玉県条例第61号）<br>「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号）</td><td>工場及び事業場からの公共用水域への生活環境項目の排水基準<br>（「第3章　地域の概況　3.1(7)　2)　②公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準　表3.1-28(2)(3)」（p.81参照））</td></tr>
<tr><td>公共用水域の水質<br>（健康項目）</td><td>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）</td><td>人の健康の保護に関する水質汚濁に係る環境基準<br>（「第3章　地域の概況　3.1(7)　2)　①環境法令等に基づく水質汚濁に係る環境基準　表3.1-24」（p.77参照））</td></tr>
</table>
</td><td>
・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める排水基準を遵守するよう指導する。<br>
・進出企業に対して、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成16年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下で排水するよう奨励する。<br>
・製造系企業が進出する場合、進出企業からの排水により石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。
</td></tr>
</table>

表 12-5(4)　環境影響評価の概要（水質）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水質</td><td>施設の稼働</td><td>
4）施設の稼働に伴う公共用水域の底質の変化の程度<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
本事業では、施設の稼働に伴う進出企業からの排水により、底質(底質に係る有害物質等)への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、製造系企業が進出する場合の工場排水処理水による石川川の水質への影響を低減する計画である。<br>
したがって、本事業の施設の稼働に伴う企業排水による、底質(底質に係る有害物質等)への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
施設の稼働に伴う底質(底質に係る有害物質等)への影響については、製造系企業が進出する場合は、石川川の水質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する計画である。<br>
したがって、底質(底質に係る有害物質等)に著しい影響を与えることはなく、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られるものと評価する。<br><br>
整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>項目</th><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>底質</td><td>「底質の処理・処分等に関する暫定指針」(昭和 49 年 5 月 30 日付け環水管第 113 号)</td><td>底質暫定除去基準<br>水銀：25ppm 以上<br>PCB：10ppm 以上</td></tr>
</table>
</td><td>・製造系企業が進出する場合、進出企業からの排水により石川川の底質を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。</td></tr>
</table>

## 表 12-6(1)　環境影響評価の概要（水象）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>水象</td><td>造成地及び施設の存在</td><td>
1）造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度<br>
【影響の回避・低減の観点】<br>
造成地及び施設の存在に伴う平均流出係数の変化により、雨水流出量が増加し、流出先の河川である石川幹線排水路（石川川）の許容放流量を上回る可能性が予測されることから、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、排水量を許容放流量以下に低減させる計画である。また、本事業は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」第 3 条に定める「雨水流出増加行為の許可」の対象事業であり、あらかじめ、雨水流出抑制施設の設置に関する工事の計画等を記載した申請書を提出し、知事の許可を受けている。<br>
これにより、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。<br><br>
【基準、目標等との整合の観点】<br>
事業区域からの雨水排水量は、雨水貯留施設からの放流量を調整することで、排水先の河川である石川幹線排水路（石川川）の計画単位排水量から計算される許容放流量を下回る計画であり、雨水流出抑制対策については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に従って、事前に知事の許可を受けている。<br>
したがって、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位への影響は、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。<br>
整合を図るべき基準等
<table>
<tr><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr>
<tr><td>「石川改修事業全体計画書」（昭和 59 年 11 月、埼玉県桶川市）</td><td>計画単位排水量<br>（確率年 1/10）0.02793㎥/ha・s</td></tr>
<tr><td>「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）</td><td>［雨水流出増加行為の許可］<br>第三条　次に掲げる行為であって雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるもの（以下「雨水流出増加行為）」という。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為及び非常災害のための必要な応急措置等して行う行為についてはこの限りでない。<br>一　開発区域の面積が 1ha 以上の開発行為<br>二　前号に掲げるもののほか、規則で定める行為でその規模が 1ha 以上のもの</td></tr>
</table>
</td><td>
・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設を計画し、事業区域からの雨水排水量が、「石川改修事業全体計画書」（昭和 59 年 11 月、埼玉県桶川市）における計画単位排水量(0.02793㎥/s･ha)以下（確率年 1/10）となるように、以下の措置を講じる。<br>
［企業用地］<br>
・雨水貯留施設に雨水を貯留し、直接放流区域からの計画排水量を合計した量が、石川川の許容放流量を上回らないよう、放流量を調整後、石川幹線排水路（石川川）に放流。<br>
・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。<br>
［複合工業用地］<br>
・大型貯留浸透槽を設置し雨水浸透を促進。<br>
［区画道路］<br>
・区画道路 9.5-1 号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。<br>
・区画道路の歩道部は透水性舗装。<br>
・進出企業に対して、汚水処理水及び雨水の再利用を奨励し、放流量の軽減を図る。<br>
・敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水涵養を促進し、放流量の軽減を図る。
</td></tr>
</table>

表 12-6(2)　環境影響評価の概要（水象）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 水象 | 造成地及び施設の存在 | **2）造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業により平均流出係数が増加すると予測されるため、地下水涵養量は減少し、不圧地下水の水位が低下する可能性が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、地下水涵養を図り、影響を緩和できると考えられる。<br>これにより、造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。<br>なお、本事業では、水路の付替及び雨水地下貯留槽の造成を行う計画であり、不圧地下水の流動が妨げられる可能性はあるものの、建物の周囲を回り込んで流れることができると考えられることや、不圧地下水の流向から、影響は計画地内にとどまり、計画地周辺の地下水の流向を変化させるものではないと予測する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>本事業による土地利用の変化により、地下水涵養量は減少すると予測されるが、企業用地、複合工業用地、区画道路のそれぞれで、地下水涵養に努める計画であることから、造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等（地下水の涵養に努めること）との整合が図られていると評価する。 | ・地下水涵養を図るため、以下の措置を講じる。<br>［企業用地］<br>・公開緑地公園及び緩衝緑地帯は緑化し、雨水浸透を促進。<br>［複合工業用地］<br>・大型貯留浸透槽を設置し浸透を促進。<br>［区画道路］<br>・区画道路9.5-1号線に雨水浸透施設（浸透側溝）を設置し、雨水浸透を促進。<br>・区画道路の歩道部は透水性舗装。<br>・進出企業に対して、敷地内の緑化や雨水浸透施設の設置を奨励し、地下水の涵養を図る。 |

## 表 12-7　環境影響評価の概要（土壌）

<table>
<tr><th>項目</th><th>要因</th><th>予測・評価結果の概要</th><th>環境の保全のための措置</th></tr>
<tr><td>土壌</td><td>造成等の工事</td><td>1）造成等の工事に伴う土壌汚染の影響<br>【影響の回避・低減の観点】<br>造成等の工事に伴う土壌への影響については、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、実行可能な範囲内で回避できるものと評価する。<br><br>【基準、目標等との整合の観点】<br>計画地内の産業廃棄物埋設区域における土壌の状況の調査結果は「環境基本法」並びに「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める土壌の汚染に係る環境基準を満足することを確認している。<br>さらに、計画地内の土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく必要な調査及び届出を行い、調査の結果、仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき、適切に対策を講じる計画である。<br>したがって、造成等の工事に伴い、計画地周辺に土壌汚染の発生や拡散することはないと予測する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。<br><br>整合を図るべき基準等<table><tr><th>関係法令、計画等</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr><tr><td>「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月、環境庁告示46号）<br>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月、環境庁告示第68号）</td><td>環境基準を満足すること。<br>（「第3章　地域の概況　3.1 (7)　5)　①環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準」（p.88～89参照））</td></tr></table></td><td>・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年7月、埼玉県条例第57号）に基づく必要な調査及び届出を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</td></tr>
</table>

表 12-8　環境影響評価の概要（地盤）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 地盤 | 造成等の工事 | 1）造成地の存在に伴う地盤沈下の範囲及び程度<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>計画地内の地質の特性上、盛土の存在により地盤沈下が生じるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、計画地周辺の地盤への影響の回避・低減に努める。<br>したがって、造成地の存在による地盤沈下の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>計画地内の地質の特性上、盛土の存在により地盤沈下が生じるが、環境の保全のための措置を講じることで、計画地周辺に地盤沈下の影響を及ぼすことはないと予測される。<br>したがって、造成地の存在による地盤沈下の影響は、整合を図るべき基準等（計画地の周辺に地盤沈下の影響を及ぼさないこと）との整合が図られていると評価する。 | ・盛土は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とする。<br>・必要に応じ、置換工法で良質な材料に置き換え、地盤改良を施す。水路及び擁壁の支持に必要な場合は、中層混合改良により土壌改良を行う。<br>・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。 |

表 12-9　環境影響評価の概要（動物）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 動物 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに造成地の存在 | **1）工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>工事中は、計画地内の動物種の生息地は改変され、建設機械の稼働による騒音・振動等の発生がある。また、造成工事による濁水の発生や、コンクリート打設工事等によるアルカリ排水等による水質への影響が考えられる。<br>供用時は土地利用の転換により、工事中に消失した環境を現況と同様に回復することは難しいと予測する。計画地内の水路は暗渠化され、企業用地からの生活排水処理水や工業排水処理水が流入する。また、地表面の被覆により雨水流出量が増加し、下流の石川川の流量の変動が大きくなると予測する。<br>また、アクセス道路の整備により、動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。<br>このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、動物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>本事業の実施により、保全すべき種によっては、生息環境の減少や移動障害等による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生息環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。<br>したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・低騒音型の建設機械の使用に努める。<br>・低振動の工法を採用する。<br>・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A 営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。<br>・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。<br>・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。<br>・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下の水路を、現況と同様の管径で、小動物が移動路として利用可能な構造として計画する。<br>・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。<br>・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。<br>・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。<br>・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。<br>・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。<br>・公開緑地公園の水路等に、ヒラマキミズマイマイ及びドブシジミを移設する。<br>・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。<br>・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。<br>・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。<br>・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。<br>・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。<br>・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。 |

表 12-10　環境影響評価の概要（植物）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 植物 | 造成等の工事並びに造成地の存在 | **1）造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>計画地内及びアクセス道路を合計した区域については、工事中は 91.79%が造成地となり、供用時は 98.23%が市街地等となると予測される。また、計画地内で確認された保全すべき種の生育環境である水田や水路等も消失すると予測される。計画地は、「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月、桶川市）において、交通利便性をいかした土地利用の誘導を図る「複合開発エリア」と位置付けられており、将来、計画地が企業用地等の市街地等となることは上位計画の方針に沿ったものであり、事業の性質としても、現況の植生が大きく改変されることとなる。<br>このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、環境への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、植生の改変の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>本事業の実施により、保全すべき種の生育環境の減少による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、保全すべき種の生育環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。<br>したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。<br>・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。<br>・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。<br>・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。<br>・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。<br>・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、ウスゲチョウジタデ、アブノメ、カワヂシャ、ウリカワ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモを移植する。<br>・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。<br>・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。 |

表 12-11　環境影響評価の概要（生態系）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 生態系 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに造成地の存在 | **1）工事の実施並びに造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>計画地及びアクセス道路の範囲については、現況では、畑環境、水田環境、樹林環境の合計が約 70%を占めているが、工事中は、造成等の工事によって市街地等が 100.00%となる。また、建設機械の稼働による騒音・振動等の発生がある。また、造成工事による濁水の発生や、コンクリート打設工事等によるアルカリ排水等による水質への影響が考えられる。また、アクセス道路工事完了後は、資材運搬等の車両が走行することにより、動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。<br>供用時は土地利用の転換により、工事中に消失した環境を現況と同様に回復することは難しく、企業緑地として整備する公開緑地公園が、水田環境と畑環境に該当すると考えられるほかは、市街地等となると予測する。計画地内の水路は暗渠化され、企業用地からの生活排水処理水や工業排水処理水が流入する。地表面の被覆により雨水流出量が増加し、下流の石川川の流量の変動が大きくなると予測する。また、アクセス道路の整備により動物の移動障害が生じる可能性が考えられる。<br>このため、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、生態系への影響の低減・代償に努める計画である。したがって、生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減・代償されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>本事業の実施により、着目種及び関係種の生息・生育環境の減少や移動障害等による影響が予測されるものの、環境の保全のための措置を講じることで、着目種及び関係種の生息・生育環境の保全・創出に努め、生物多様性の保全を図っていると考える。<br>したがって、整合を図るべき基準等（緑の保全と創出により、生物多様性の保全を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・低騒音型の建設機械の使用に努める。<br>・低振動の工法を採用する。<br>・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地（A 営巣地）で営巣が確認された場合は、専門家の指導助言を仰ぎつつ、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、工事による影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努める。<br>・工事中に発生する濁水については、仮設水路にてオープン式雨水貯留施設等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下の上澄み水を排水し、下流の水域に生息・生育する生物への影響を軽減する。<br>・盛土箇所は速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。<br>・アクセス道路のうち、現況の市道 1561 号線の拡幅部分の道路下に、小動物が移動路として利用できるよう、現況と同様の管径で横断水路を整備する。<br>・緩衝緑地帯の範囲に生育する既存樹木は、緩衝緑地帯に取込んで保全することを検討する。また、湿地の一部を公開緑地公園内に取込み保全する。<br>・計画地内には緩衝緑地帯と公開緑地公園を計画する。緩衝緑地帯には高木を植栽し（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。<br>・緩衝緑地帯と公開緑地公園の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し、専門家の指導助言を仰ぎつつ選定する。<br>・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内の樹林から採集した木本類の実生等を用いて、時間をかけて緑化する。<br>・進出企業に対し、在来種を使用した敷地内の緑化を奨励する。<br>・水田生態系を目標に整備・管理を行う公開緑地公園に、造成により消失する水田の土壌の撒き出しを行う。<br>・消失する屋敷林等から木本の実生個体等を採集し、緑化材料として活用する。<br>・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づく雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、大型貯留浸透槽、浸透側溝）を設置する。<br>・雨水浸透を促進するため、公開緑地公園及び緩衝緑地帯の緑化、区画道路歩道部の透水性舗装を行う。<br>・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年 4 月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。<br>・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」（桶川市）に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。<br>・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。<br>・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。 |

表 12-12　環境影響評価の概要（景観）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 景観 | 造成地の存在、施設の存在 | 1）主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>造成地の存在及び施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。<br>以上のことから、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>中景域の眺望景観と、圏央道北側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物は視認できないか、もしくは一部を視認することができるもののその面積は小さく、本地点における眺望景観の変化はほとんどないと予測する。<br>圏央道より南側の近景域の眺望景観については、想定計画建築物やアクセス道路を視認することができ、想定計画建築物は既存の工作物等に比べて大きいため、眺望景観に影響すると考えられるものの、計画建築物は「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に則ってデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。<br>計画地近傍の眺望景観については、視野の正面全体に想定計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。想定計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、敷地外周に沿って緩衝緑地帯を設けることや、計画建築物は「景観法」に基づく届出対象となることから、進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準に遵守しデザインや色彩等による配慮を検討するよう指導助言を行うことにより、周辺環境への影響は低減できるものと予測する。<br>なお、夜間には街路灯や進出企業の建築物からの照明の影響が考えられるが、現状で民家等があり圏央道及び上尾道路も存在することから、本事業による著しい影響は生じないと予測する。また、街路灯については、光漏れを少なくする機器を採用する。進出企業に対しては、光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。<br>・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、「景観法」（平成 16 年 6 月、法律第 110 号）に基づく届出対象となる。<br>・街路灯は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器を採用する。<br>・進出企業に対し、夜間照明は安全性を考慮した上で光漏れを少なくする機器の採用を奨励する。 |

## 表 12-13(1)　環境影響評価の概要（自然とのふれあいの場）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 自然とのふれあいの場 | 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事 | **1）工事の実施による自然とのふれあいの場への影響**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行に伴い、自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。<br>以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>建設機械の稼働、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。その他の 3 つの自然とのふれあい活動の場への影響は著しいものではないと予測する。<br>資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。<br>また、資材運搬等の車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して資材運搬等の車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。<br>「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、資材運搬等の車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。 | ・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の使用に努める。<br>・建設機械のアイドリングストップを徹底する。<br>・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。<br>・建設機械の整備・点検を徹底する。<br>・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。<br>・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。<br>・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。<br>・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。<br>・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。<br>・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。<br>・資材運搬等の車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。 |
| 自然とのふれあいの場 | 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生 | **2）造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。<br>以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。 | ・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。<br>・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、景観法に基づく届出対象となる。<br>・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。 |

## 表 12-13(2)　環境影響評価の概要（自然とのふれあいの場）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 自然とのふれあいの場 | 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生 | **【基準、目標等との整合の観点】**<br>施設の存在、施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。<br>関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、関連車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の関連車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。<br>また、関連車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して関連車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。<br>「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、関連車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。 | ・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。<br>・進出企業に対して、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。<br>・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。<br>・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。<br>・進出企業に対して、関連車両の整備及び点検を徹底するよう指導する。<br>・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。<br>・進出企業に対して、関連車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底するよう指導する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮するよう指導する。<br>・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年 4 月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。<br>・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。 |

表 12-14　環境影響評価の概要（史跡・文化財）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 史跡・文化財 | 造成地の存在 | 1）造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>造成地の存在による史跡・文化財への影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、史跡・文化財への影響低減に努める。<br>以上のことから、造成地の存在による史跡・文化財への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である大平遺跡が存在し、試掘調査の結果、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された。このため、桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。<br>また、工事中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中断するとともに、「文化財保護法」等に基づき、埼玉県及び桶川市の担当部署との協議の上、適正に対応する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（文化財保護法の手続に則り届出を行うとともに、関係行政機関の指導及び助言を踏まえ適切に対処する）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・埼玉県及び桶川市の担当部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。また遺跡の概要を記した案内板の設置等を検討する。<br>・桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。 |

表 12-15　環境影響評価の概要（日照阻害）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 日照阻害 | 施設の存在 | **1）日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>施設の存在に伴う日影の影響が予想されるが右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。<br>以上のことから、施設の存在に伴う日影への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>冬至による等時間日影図によると計画建築物による日影が及ぶ範囲は、計画地北東側、北側及び北西側の一部に生じる。計画地北東側の範囲は、建築敷地が新設の区画道路に接していることから、「建築基準法」に基づき、みなし境界線が適用される。3 時間日影が及ぶ範囲はみなし境界線よりも内側の範囲に収まり、日影規制値を満足すると予測する。また、計画地北側及び北西側の日影が及ぶ範囲についても、計画地敷地境界が、道路敷地に接していることから、みなし境界線が適用され、道路敷地内に 3 時間日影及び 5 時間日影が収まっているため日影規制値を満足すると予測する。<br>また、法令に則り、事前に近隣住民に対し建築計画の説明等を行うよう指導する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（「建築基準法」に基づく日影規制、「桶川市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」に定める当事者の責務等）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう依頼する。<br>・進出企業に対し、「桶川市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」（平成 9 年 9 月、桶川市条例第 14 号）に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。 |

表 12-16　環境影響評価の概要（電波障害）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 電波障害 | 施設の存在 | 1）テレビ電波の電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>施設の存在に伴うテレビ電波受信状況への影響は、地上デジタル放送については電波障害予測範囲内に住宅等が存在せず、衛星放送の遮へい障害予測範囲は計画地内に収まることから、受信障害は発生しないと予測する。ただし、建設中については、工事の進捗により躯体の鉄骨やクレーン等によるテレビ電波受信状況への影響が生じる可能性もあることから、右に示す環境の保全のための措置を講じる。また、予測結果にかかわらず、本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」（平成 11 年 4 月、桶川市）等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。<br>以上のことから、電波受信への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>施設の存在に伴うテレビ電波受信状況への影響は、地上デジタル放送については電波障害予測範囲内に住宅等が存在せず、衛星放送の遮へい障害予測範囲は計画地内に収まることから、受信障害は発生しないと予測する。ただし、建設中には、工事の進捗により躯体の鉄骨やクレーン等によるテレビ電波受信状況への影響が生じる可能性もあるが、本工事に起因する障害が発生した場合には、適切な対策を講じることから、テレビ電波の受信障害が発生することはない。また、予測結果にかかわらず、本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（テレビ電波の受信障害を起こさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等、電波障害の発生防止に配慮する。<br>・本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」（平成 11 年 4 月、桶川市）等に基づき、受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。 |

## 表 12-17(1)　環境影響評価の概要（廃棄物等）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 廃棄物等 | 造成地の存在 | **1）造成等の工事に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>造成等の工事に伴う廃棄物の排出による影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。<br>以上のことから、造成等の工事に伴う廃棄物の排出による影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>既存施設の撤去に伴う廃棄物の排出量は約 3,690t、樹木伐採等に伴う廃棄物の発生量は約 597t、撤去する埋設廃棄物の量は約 25,000㎥、建設工事に伴う廃棄物発生量は約 7,299t と予測する。<br>さらに「建設リサイクル推進計画 2020」（令和 2 年 9 月、国土交通省）に示した達成基準値を目標として、リサイクルの推進を図ることから、整合を図るべき基準等（廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、並びに再生資源等の利用）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・既存施設の撤去、樹木等の伐採に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。<br>・建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。<br>・埋設産業廃棄物の撤去に伴い発生する廃棄物は、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処分する。 |
| 廃棄物等 | 施設の稼働 | **2）施設の稼働に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>施設の稼働に伴い、廃棄物の排出による影響が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響の低減に努める。<br>以上のことから、廃棄物の排出による影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は約 9,363t/年、再生利用率は約 31.6%、事業系一般廃棄物の排出量は約 12.67t/日と予測する。<br>施設の稼働に伴う廃棄物については、発生抑制に努めるとともに、分別を徹底して再利用・再資源化の促進を図り、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう進出企業に周知・啓発する。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、並びに再生資源等の利用）等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・進出企業に対し、発生抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう周知・啓発する。処理できないものは専門業者に委託し適切に処理するよう指導する。 |

表 12-17(2)　環境影響評価の概要（廃棄物等）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 廃棄物等 | 施設の稼働 | **3）施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>施設の稼働に伴い、生活排水及び工場排水の発生が予想されるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることによって、周辺環境への影響の低減に努める。<br>以上のことから、施設の稼働に伴う雨水及び処理水による影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>施設の稼働に伴う生活排水及び工場排水の処理水の発生、雨水の発生が考えられる。<br>雨水については、雨水浸透施設の設置により雨水浸透を図るとともに、雨水貯留施設に一時貯留し、石川川の許容放流量を上回ることのないように放流量を調整する。<br>また、貯留した雨水の有効利用の検討等を進出企業に働きかけることで、上水等の利用の軽減を図るものとする。以上のことから、整合を図るべき基準等（雨水・再生水の活用）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・進出企業に対し、計画地内に流入する雨水については、雨水貯留槽に貯留し、貯留した雨水の有効利用による上水使用量の削減の取組を奨励する。施設の稼働に伴い発生する処理水の再利用を奨励する。 |

表 12-18(1)　環境影響評価の概要（温室効果ガス等）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス等 | 建設機械の稼働 | **1）建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業では、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの排出量の削減に努める。<br>以上のことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスについては、燃費基準達成建設機械の採用に努めることにより、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月、閣議決定）に示されるバックホウ及びブルドーザの 2025 年度対策評価指標を満足すると考えられる。また、アイドリングストップの徹底や建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める等の環境の保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械、GX 建設機械の採用に努める。（「地球温暖化対策計画」（令和7年2月、閣議決定）に示されるバックホウの2020年度燃費基準達成建設機械の採用率 49.4%以上、ブルドーザの2020年度燃費基準達成建設機械の採用率 33.2%以上を目標とする。）<br>・建設機械のアイドリングストップを徹底する。<br>・建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める。<br>・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。<br>・建設機械の整備、点検を徹底する。 |
| 温室効果ガス等 | 資材運搬等の車両の走行 | **2）資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業では、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの排出量の低減に努める。<br>以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスについては、ドライバーにエコドライブを周知徹底することにより、排出量の削減を図る。また、低燃費車の採用や効率的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 | ・資材運搬等の車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底する。<br>・低燃費車の採用に努める。<br>・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 |

表 12-18(2)　環境影響評価の概要（温室効果ガス等）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス等 | 造成等の工事 | **3）造成等の工事に伴う温室効果ガスの吸収源及び吸収量削減の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業では、造成等の工事に伴う温室効果ガス吸収源の減少の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの吸収量の減少の緩和に努める。<br>以上のことから、造成等の工事に伴う温室効果ガス吸収源の減少の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>造成等の工事に伴い温室効果ガス吸収源が減少するが、緩衝緑地帯の高木植栽や企業用地内の緑化等の環境の保全のための措置の実施により、温室効果ガス吸収源の創出に努める。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガス（二酸化炭素）吸収量の増大を図ること）と予測結果の間に整合が図られていると評価する。 | ・計画地内には緩衝緑地帯を計画し、緩衝緑地帯に高木を植栽する（ただし遺跡の保存範囲は遺跡の保存を優先し低木を植栽）。<br>・進出企業に対し、企業用地内は 20%以上の緑化率で緑化（緩衝緑地、公開緑地公園を含む）するよう指導する。 |
| 温室効果ガス等 | 施設の稼働 | **4）施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業では、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの影響の低減に努める。<br>以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスについては、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を講じること、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め温室効果ガスの排出量の削減に努める等の環境の保全のための措置の実施により、温室効果ガスの排出量の削減に努める。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・進出企業に対し、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を奨励する。<br>・進出企業に対し、法令に基づき、温室効果ガスの排出量を算定し、中長期的な温室効果ガス削減の目標を定め、目標達成のための計画を作成し、温室効果ガスの排出量の削減に努めるよう要請する。 |

表 12-18(3)　環境影響評価の概要（温室効果ガス等）

| 項目 | 要因 | 予測・評価結果の概要 | 環境の保全のための措置 |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス等 | 自動車交通の発生 | **5）自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況**<br>**【影響の回避・低減の観点】**<br>本事業では、自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出の影響が考えられるが、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、温室効果ガスの影響の低減に努める。<br>以上のことから、自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。<br><br>**【基準、目標等との整合の観点】**<br>自動車交通の発生に伴い排出される温室効果ガスについては、ドライバーにエコドライブを周知徹底することにより、排出量の削減を図る。また、低燃費車の採用や効率的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置の実施により、さらなる排出量の削減に努める。<br>以上のことから、整合を図るべき基準等（温室効果ガスの排出抑制を図ること）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。 | ・進出企業に対し、関連車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底するよう指導する。<br>・進出企業に対し、低燃費車の採用に努めるよう指導する。<br>・進出企業に対し、関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 |